

- ・立ち枯れた樹木がのこされている。伐採または地下遺構に影響が及ばない場合は、伐根が必要である。
- ・史跡の一部が、土砂災害警戒区域及び急傾斜地警戒区域に指定されている。適切な手法での法面保護を施し、遺構の保全を図るとともに安全対策を講じる必要がある。
- ・防空壕が開口している箇所がある。崩落の危険などから立入りの制限が必要となる。
- ・柵ヶ池をはじめとした高低差のある遺構を公開する場合、来訪者が転落する恐れがある。注意喚起や転落防止の対策が必要となる。

○体制【地区共通】

- ・史跡管理には、関係法令と諸計画に関わる府内の関係部局との連携が不可欠である。しかし、現状は事案発生ごとに個別に協議を行っている。情報共有や協力体制を構築するために、定期的な府内会議を開催する必要がある。
- ・城郭内には国道とJR内房線が通っている。これらを管理する国土交通省や千葉国道事務所、内房線を運行する東日本旅客鉄道株式会社（以下：JR）との連絡体制の構築が必要となる。
- ・土地所有者とは、事案発生ごとに個別協議を行っている。それぞれの土地所有者と定期的な情報共有が必要である。

○有害鳥獣【地区共通】

- ・イノシシやアライグマなどの有害鳥獣が生息している。地表面の掘り返しなど遺構を毀損する恐れがあるため、防獣柵設置などの対策が必要である。また、冬季は有害鳥獣駆除期間が設けられており、来訪者への注意喚起が必要となる。

○里見公園の利活用【聖山1】

- ・里見公園の維持管理は地元有志の組織が行っている。今後も管理を継続して依頼する必要がある。
- ・既存のゴミ箱やベンチなどの設置物は、来訪者の利用が想定される。経年劣化した設置物は、更新または撤去する必要がある。

○農道の利活用【聖山3】

- ・ビワ栽培などのために敷設された農道が城郭内を通っている。こうした生産に必要な施設の新設、更新または撤去する場合に対応できる現状変更取扱基準を設定し、これを周知していく必要がある。
- ・土地所有者が、軽トラックで畠まで行くために利用している。来訪者の安全対策が課題となる。

○未指定地【地区共通】

- ・未指定地については、埋蔵文化財包蔵地として取り扱っている。城跡の一体的な保存のため、史跡の周知を図り、可能な限り追加指定や公有化の協議を進めていく必要がある。

第2節 活用の現状・課題

現在上げられる現状と課題は、大きく8項目である。特に普及啓発事業の実施が、重要な課題である。今まで市が史跡を活用した事業は少なく、史跡の価値を周知する活用事業が求められる。しかし、史跡を公開していくうえでは民有地が多いため、公開区域の範囲は土地所有者との協議が必要である。見学動線は、これらの協議と並行して設定していく必要がある。

現状と課題の各内容については、下記のとおりである。

○普及啓発事業【地区共通】

- ・市の各部局で、城跡を活用したイベントを開催できておらず、十分な利活用が図れていない。文化財主管課が社会教育の場として活用していくだけでなく、観光や農業の側面からの活用も課題である。
- ・市のホームページやSNS等での情報発信がされていない。複数の情報発信の方法が必要となる。
- ・継続的な発掘調査が実施できていない。発掘調査を含めた各種調査を実施し、調査で得られた知見を公開する必要がある。

○公開区域【地区共通】

- ・農地として利用されている土地は民有地である。土地所有者の意向に沿った公開区域の設定が必要になる。

○動線【地区共通】

- ・城跡には説明板が1か所、案内板が4か所しかない。来訪者は里見公園を目的に訪れるだけとなっている。城の本質的価値を示す説明板や見学動線に沿った案内板の設置が必要となる。
- ・既存看板はそれぞれ仕様が異なっているため、統一した仕様が必要となる。

○史跡活用の拠点【地区共通】

- ・史跡を活用するための拠点施設が無い。来訪者が利活用する史跡周辺施設についても検討が必要である。
- ・遠くから確認しても史跡の位置や存在がわかりづらい。樹木の伐採や建物の設置が課題となる。

○アクセス【地区共通】

- ・城跡には南東約400mに富浦駅、南東約1.8kmには富津館山道路富浦ICが所在するなど、電車や自家用車で訪れやすい環境である。こうした交通手段を利用する人々にも、史跡の存在を周知していく方法が必要となる。

○里見公園【聖山1】

- ・里見公園はかつて桜の名所として観光客が訪れていた。しかし、現在桜が立ち枯れてしまっている。ゴミ箱やベンチなどが設置されており、史跡における休憩場所として活用が見込まれる。里見公園を活かした活用方法の検討が必要である。

○農道の利活用【聖山3】

- ・ビワ栽培などのため敷設された農道が城郭内を通っている。土地所有者が軽トラックで畠まで行くために利用している。利活用については土地所有者と協議が必要である。

○未指定地及び一部の地区

- ・未指定地や散策路のない地区（大谷・木出）、そして民家が多い地区（用害）は、史跡もしくは遺跡としての活用方法について長期的な検討を要する。

第3節 整備の現状・課題

現在上げられる現状と課題は、大きく7項目である。国史跡に指定されてから大規模な整備事業は行っていない。そのため全ての項目について、条件が整った場所から随時整備していくことが求められている。実施にあたっては、整備の指針となる整備計画の策定が必要となる。

現状と課題の各内容については、下記のとおりである。

○整備計画

- ・平成24年に国史跡の指定をされてから、大規模な整備は行われていない。継続した史跡の保存整備のため、指針となる整備計画の策定が必要となる。

○見学路

- ・見学路や農道が整備されているのは、城跡の一部に留まっている。見学動線の設定とその整備が必要となる。

○防災・安全対策

- ・史跡の一部が、土砂災害警戒区域及び急傾斜地警戒区域に指定されている。適切な手法での法面保護を施し、遺構の保全を図るとともに安全対策を講じることが必要である。
- ・柵ヶ池をはじめとした高低差のある遺構を公開する場合、来訪者が転落の恐れがある。注意喚起や転落防止の対策が必要となる。

○共通のサイン

- ・城跡には説明板が1か所、案内板が4か所しかない。来訪者は里見公園を目的に訪れるだけとなっている。城の本質的価値を示す説明板や見学動線に沿った案内板の設置が必要となる。

○各種施設の整備

- ・史跡を活用するための拠点施設がない。史跡の情報発信の拠点となるガイダンス施設の設置が課題である。
- ・防犯灯が無く、日中でも薄暗い場所がある。関係部局と協議のうえ、設置可能な防犯設備の設置が必要となる。
- ・駐車場やトイレなど来訪者が利用する便益施設がない。来訪者が利用可能な施設の設置が必要となる。

○遺跡空間の表現

- ・史跡内に中世当時を想起できる設備がない。継続的に発掘調査をはじめ各種調査を実施し、その成果を元にして遺構復元や平面表示を行い、来訪者が史跡について理解が深められる工夫が必要である。

○未指定地及び一部の地区

- ・未指定地や散策路のない地区（大谷・木出）や民家が多い地区（宮ノ台）は、当面整備が困難であり、整備方法は長期的な検討を要する。

第4節 運営・体制の現状・課題

現在上げられる現状と課題は、大きく3項目である。史跡の保護に関する事業は、現在市教育委員会が計画・立案している。今後将来にわたって史跡保護を持続させるためには、実施体制が必要であり、関係機関や庁内での定期的な協議が必要である。

現状と課題の各内容については、下記のとおりである。

○長期的な事業計画

- ・現在保存活用計画の策定をはじめとした史跡の保護に関する事業は、市教育委員会が運営している。将来にわたる史跡保護のためには、専門職員の配置など安定した実施体制が必要となる。
- ・保存管理事業、活用事業、そして整備事業と史跡の保護は多岐にわたる。事業を推進していくためには、安定した予算確保が課題となる。

○連絡体制

- ・史跡の保護のためには、関係法令と諸計画に関わる庁内の関係部局との連携が不可欠である。しかし、現状は事案発生ごとに個別協議を行っている。情報共有や協力体制を構築するために、定期的な庁内会議を開催する必要がある。
- ・城郭内を通る国道を管理する国土交通省や千葉国道事務所、JRとの連絡体制の構築が必要となる。
- ・土地所有者とは事案発生ごとに個別協議を行っている。それぞれの土地所有者と定期的な情報共有が必要である。

○協力体制

- ・岡本城跡を活用しているNPOと連携した事業を実施できていない。より良い活用方法を検討し、連携した事業が課題となる。
- ・ボランティアガイドがいないため、常時史跡の解説ができない。ボランティア団体の立ち上げと育成が課題となる。
- ・地元住民をはじめとした市民と協働で行う事業を実施できていない。地元有志との協力体制の構築が課題となる。

第5章 大綱・基本方針

第1節 大綱

「関東の雄、後北条氏と対峙した里見氏の城」
～ビワ畠がのこした戦国の城～

史跡里見氏城跡岡本城跡は、戦国時代に房総半島南部を治めた里見義頼が本城とした中世城郭である。里見氏の城郭群の中でも大規模であり、かつ、構造が複雑である岡本城は戦国時代の房総半島南部における政治・軍事情勢の推移を示すため、重要な遺跡であることから、平成24年に国の史跡に指定された。

この貴重な歴史的文化遺産である遺跡を、将来にわたり確実に保護し、次世代に継承するため、適切な保存・管理を継続して実施する必要がある。史跡内で発生しうる行為の取扱基準を明確に設定し、保存のための制限をかけながら、史跡の価値を今後将来にわたって保護していくことを目指す。また、城郭として本質的価値が残っている箇所は、積極的に史跡の追加指定をしていく。

史跡の重要性を広く周知し、市内者には学校教育・社会教育・生涯学習の場として、市外者には観光資源や研究材料の一つとしての活用を図る。

これら史跡の保護・活用のため、施策を短期的・中長期的に実施する項目に整理し、設定期間ごとに順次整備していく。

継続した整備事業のため、府内の関係部局と連携を図りながら、市民の協働を得て整備事業を推進していく。

詳細については、以降各章に記載する。

第2節 基本方針

- I 貴重な歴史的文化遺産である遺跡を、将来にわたり保護するため、適切に保存・管理を実施していく。
- II 史跡の重要性を広く周知し、来訪者が岡本城や里見氏のみならず、この土地の歴史に対し、興味・関心を高めてもらえるような活用事業を展開する。
- III 来訪者が中世当時の城郭の姿を想起でき、かつ、本質的価値をアピールできるような整備を現状を生かしながら目指す。
- IV 協力体制を整えて、本保存活用計画を元に整備事業を実施していく。
- V 館山市をはじめとする里見氏城跡を有する近隣市町と連携しながら、事業を実施していく。

第6章 史跡の保存管理

第1節 保存管理の方向性

第3章において史跡を構成する諸要素について、第4章において現状及び課題を整理した。これを受け、史跡を適切に保存管理していくための保存管理基本方針を下記のとおりとする。

<保存管理基本方針>

- I 現在までのこされてきた史跡を、将来にわたって保護していくために、適切な保存管理を行う。
- II 現代の生活や生産と共存できる史跡の保存管理を目指す。
- III 土地所有者と協議を重ねて、理解と協力を得て保存管理を行う。

第2節 保存管理の方法

1 保存管理の方法

特定した諸要素を踏まえ、地区区分ごとの保存管理の方法を第9表（p. 62 参照）のとおりとする。また未指定地が多い地区については、指定地と未指定地に区分して表を整理した。

2 現状変更の取扱方針

史跡は将来にわたって、保存されるべきである。しかし、やむを得ず史跡内で発生する開発行為等に対しては、下記の基本方針に基づき、実施するものとする。

当該史跡は民有地が多く、土地所有者がビワ栽培などの生産を行っている。現況の生産を継続したまま、史跡の保護を図れることが望ましい。

<現状変更基本方針>

- I 現状変更等をしようとする場合は、その行為の内容と規模の大小に関わらず、事前に管理団体である南房総市と必ず協議を行うこととする。
- II 現状変更等を行う場合は、文化財保護法第125条の規定により、文化庁長官の許可が必要である。
- III 現状変更等のうち軽微な行為の場合は、同法施行令第5条第4項の規定により、南房総市が許可に係る事務を行う。

3 現状変更の取扱基準

現状変更の基本方針については2で定めたとおりだが、主な現状変更行為と取扱基準を第10表（p. 66 参照）のとおりまとめた。土地所有者または事業者から協議が図られた場合、市教育委員会は必要に応じ、千葉県教育委員会及び文化庁と協議を行なうものとする。

また、各地区で想定される現状変更等に関する行為を第11表（p. 67 参照）のとおりまとめた。

4 追加指定の方針

周知の埋蔵文化財包蔵地を岡本城の範囲として取扱う。しかし、現地踏査や調査等により範囲外から城郭に関する成果が発見された場合は、範囲の変更を検討する。

また、城郭の範囲内で重要であると判断した場合は、土地所有者や事業者と協議を図り、追加指定及び公有化を検討する。

既指定地については、土地所有者と協議のうえ、公有化を検討する。

岡本城跡の範囲と既指定地は第 20 図 (p. 68 参照) のとおりである。

5 公有化の方針

史跡を保存管理していく上で必要であることから公有化を進めていく。その中でも短期的に活用・整備を進める地点から、優先的に公有化の検討を行う。

なお指定地内に所在する神社・寺院については、現在も信仰の対象となっている。これらの施設は、今後も継続して存続すると考えられることから、畠地と併せて、土地所有者と協議しながら史跡の保存管理に努める。

6 岡本城の調査・研究

過去に発掘調査が 3 回、史資料調査が 1 回実施されているが、各種事業の推進にあたってはさらなる知見が求められる。より岡本城の本質的価値やその他の諸要素を確認し、史跡としての価値を広く周知していくために継続的な調査を実施していく。

地区区分ごとの諸要素と保存管理の方法を下表のとおり整理した。諸要素については、第7表（p. 41 参照）で整理した内容を再掲している。

地区に未指定地が多い地区については、未指定地の扱いを分けて整理した。

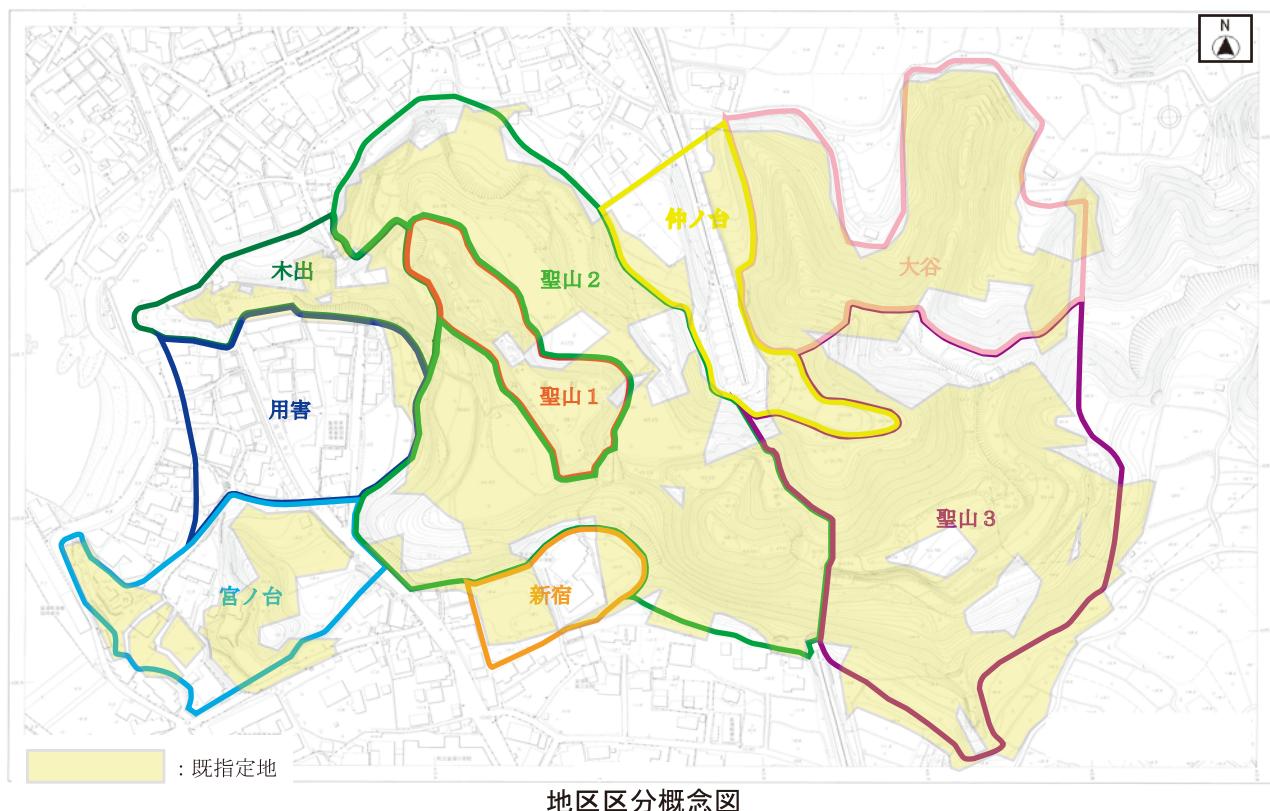
第9表 地区区分の諸要素と保存管理の方法

| | 諸要素 | 保存管理の方法 |
|---------|---|--|
| 地区区分共通 | <p><保存管理の方法></p> <p>一体的な史跡管理のため、土地所有者の同意が得られた場合は、史跡指定及び公有化する。</p> <p>土地所有者と協議し、理解と協力を得て保存管理を進めていく。</p> <p>民有地は、土地所有者が管理する。</p> <p>史跡指定地に境界標や標柱を設置し、史跡範囲を明示する。</p> <p>管理団体である南房総市が、定期的に巡回をして、諸問題が発生した場合、いち早く対応できるようにする。</p> <p>継続的に発掘調査を実施し、史跡の諸要素を適切に把握していく。</p> <p>安全性を確保するため、不要な樹木を伐採・除草する。</p> <p>見学路の維持管理を定期的に行い、来訪者が通行しやすい環境を整備する。</p> <p>史跡に関わる関係機関との連絡体制を構築する。</p> <p>現状変更取扱基準を基に、史跡内で発生する開発行為を制限する。</p> <p>落石防止ネットや注意喚起標識の設置などを進め、地上遺構の保存及び安全性の確保に努める。</p> <p>農道の利用について、土地所有者と協議し、必要な安全対策を講じる。</p> <p>計画的に発掘調査をはじめとした各種調査を行う。</p> | |
| (一)聖山1) | <p>○本質的価値を構成する諸要素</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地上遺構（曲輪・切岸・堀・土橋） ・埋蔵文化財（検出遺構・出土遺物） ・眺望 <p>○その他の諸要素</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園 ・石造物 | <p>○本質的価値を構成する諸要素 遺構の保全と眺望の確保のため、段階的に樹木の伐採をする。</p> <p>○その他の諸要素 里見公園としての利活用を存続していく。地元が維持管理を行っており、今後も継続して地元と連携する。 里見公園のベンチやゴミ箱などの設置物、そして説明板が経年劣化した場合は更新、撤去していく。 石造物は、廃城後の歴史を物語るものなので、公園の維持管理の中で保存していく。</p> |
| (一)聖山2) | <p>○本質的価値を構成する諸要素</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地上遺構（曲輪・切岸・堀切・土壘・空堀） ・埋蔵文化財（検出遺構・出土遺物） <p>○その他の諸要素</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビワ栽培 ・神社 | <p>○本質的価値を構成する諸要素 見通しが利かない部分が多いため、植生管理として伐採や除草を実施する。</p> <p>○その他の諸要素 神社は宗教施設であることから、信仰的な性格を尊重していく。</p> |

| | | |
|-----------|---|---|
| (ひじりやま3) | <ul style="list-style-type: none"> ○本質的価値を構成する諸要素 <ul style="list-style-type: none"> ・地上遺構（曲輪・虎口・切岸・堀切・水堀・石壠状遺構） ・埋蔵文化財（検出遺構・出土遺物） ・伝承 ○その他の諸要素 <ul style="list-style-type: none"> ・ビワ栽培 ・ソテツ栽培 ・養蜂 ・農道 ・鉄道敷地 ・防空壕 | <ul style="list-style-type: none"> ○本質的価値を構成する諸要素 <p>生産が営まれている間は、現状の保存管理を維持していく。</p> ○その他の諸要素 <p>農道を中心とした土地の管理は、土地所有者と協議を図っていく。 石造物は、廃城後の歴史を物語るものなので、維持管理の中で保存していく。 防空壕は、危険があるため立入りの制限などが必要である。</p> |
| (おおやつ) | <ul style="list-style-type: none"> ○本質的価値を構成する諸要素 <ul style="list-style-type: none"> ・地上遺構（曲輪・切岸・堀切） ・伝承 | <ul style="list-style-type: none"> ○本質的価値を構成する諸要素 <p>見通しが利かない部分が多いため、伐採や除草を実施する。 今後は管理道路を兼ねた見学路の整備が必要となる。</p> |
| (なかのだい台) | <ul style="list-style-type: none"> ○本質的価値を構成する諸要素 <ul style="list-style-type: none"> ・地上遺構（曲輪） ○その他の諸要素 <ul style="list-style-type: none"> ・ソテツ栽培 ・宅地 | <ul style="list-style-type: none"> ○本質的価値 <p>生産が営まれている間は、現状の保存管理を維持していく。</p> ○その他の諸要素 <p>史跡の価値や範囲を周知し、景観保全などについて協議が必要になる。各施設管理者が、適切な管理を継続して行う。</p> |
| 仲ノ台(未指定地) | <ul style="list-style-type: none"> ○本質的価値を構成する諸要素 <ul style="list-style-type: none"> ・地上遺構（曲輪） ○その他の諸要素 <ul style="list-style-type: none"> ・ソテツ栽培 ・鉄道敷地 ・宅地 | <ul style="list-style-type: none"> ○本質的価値 <p>土地所有者に史跡の価値を周知することで、遺跡の保護が保たれることが望ましい。 今後は条件が整った地点から追加指定を進める。</p> ○その他の諸要素 <p>土地所有者の管理が継続される。</p> |
| (にい新じゆ宿く) | <ul style="list-style-type: none"> ○本質的価値を構成する諸要素 <ul style="list-style-type: none"> ・地上遺構（曲輪） ・埋蔵文化財 ○その他の諸要素 <ul style="list-style-type: none"> ・ビワ栽培 | <ul style="list-style-type: none"> ○本質的価値を構成する諸要素 <p>生産が営まれている間は、基本的に現状の保存管理を維持していく。</p> |

| | | |
|--------------|---|--|
| 新宿 （未指定地） | <ul style="list-style-type: none"> ○本質的価値を構成する諸要素 <ul style="list-style-type: none"> ・地上遺構（曲輪） ・埋蔵文化財 ○その他の諸要素 <ul style="list-style-type: none"> ・小学校の学校寮 | <ul style="list-style-type: none"> ○本質的価値 <p>土地所有者に史跡の価値を周知することで、遺跡の保護が保たれることが望ましい。</p> <p>今後は条件が整った場所から追加指定していく。</p> ○その他の諸要素 <p>土地所有者の管理が継続される。</p> |
| 木出 （木出地） | <ul style="list-style-type: none"> ○本質的価値を構成する諸要素 <ul style="list-style-type: none"> ・地上遺構（曲輪・切岸・堅堀・土塁） ・寺社仏閣 ・石造物 ・地名 ・伝承 ○その他の諸要素 <ul style="list-style-type: none"> ・隧道 ・宅地 | <ul style="list-style-type: none"> ○本質的価値を構成する諸要素 <p>生産が営まれている間は、地下遺構が保存されるため、基本的に現状の保存管理を維持していく。</p> <p>現在は関係者以外立入ることができないため、管理道路の整備が必要となる。</p> ○その他の諸要素 <p>土地所有者の管理が継続される。</p> |
| 木出 （未指定地） | <ul style="list-style-type: none"> ○本質的価値を構成する諸要素 <ul style="list-style-type: none"> ・地上遺構（曲輪・切岸・堅堀・土塁） ・寺社仏閣 ・石造物 ・地名 ・伝承 ○その他の諸要素 <ul style="list-style-type: none"> ・隧道 ・宅地 | <ul style="list-style-type: none"> ○本質的価値 <p>土地所有者に史跡の価値を周知することで、遺跡の保護が保たれることが望ましい。</p> <p>今後は条件が整った場所から追加指定していく。</p> ○その他の諸要素 <p>土地所有者の管理が継続される。</p> |
| 用害 （未指定地） | <ul style="list-style-type: none"> ○本質的価値を構成する諸要素 <ul style="list-style-type: none"> ・歴史的景観 ○その他の諸要素 <ul style="list-style-type: none"> ・宅地 ・道路 | <ul style="list-style-type: none"> ○本質的価値 <p>全域が、未指定地の宅地で占められている。土地所有者に史跡の価値を周知することで、遺跡の保護が保たれることが望ましい。</p> <p>今後は条件が整った場所から追加指定していく。</p> ○その他の諸要素 <p>土地所有者の管理が継続される。</p> |

| | 諸要素 | 保存管理の方法 |
|----------|---|--|
| (みやのだい台) | <ul style="list-style-type: none"> ○本質的価値を構成する諸要素 <ul style="list-style-type: none"> ・地上遺構（曲輪・通路状遺構） ・埋蔵文化財（検出遺構・出土遺物） ・神社 ・伝承 ○その他の諸要素 <ul style="list-style-type: none"> ・宅地 | <ul style="list-style-type: none"> ○本質的価値を構成する諸要素 <ul style="list-style-type: none"> 神社は宗教施設であることから、その信仰的性格を尊重していく。 ○その他の諸要素 <ul style="list-style-type: none"> 宅地部分は、土地所有者に史跡の価値を周知することで、遺跡の保護が保たれることが望ましい。 道路は、地域住民の生活を踏まえた活用方法を検討する。 |



第10表 現状変更取扱基準

| 項目 | | 取扱基準の内容 | 備考 | 許可区分 |
|------------|---------------|--|-----------------------------------|----------------------------|
| 畑 | 植替え 営農 | 地下遺構に影響を及ぼさない場合は、認めるものとする。 現在行っている生産を継続する場合は、許可を要しない。 | | 市 不要 |
| 植栽 | 植栽 伐採 | 原則として現状変更を認めない。 ただし、地下遺構に影響を及ぼさない場合は、認めるものとする。 根より上の部分での伐採については、認めるものとする。 | | 文化庁 |
| 伐根 | | 原則として現状変更を認めない。 | | 市 |
| 維持管理 | 日常的な管理（枝払い） | 原則として現状変更を認めない。 | | 文化庁 不要 |
| 新築 | | 原則として現状変更を認めない。 ただし、史跡整備のための設備や便益施設に関しては、地下遺構に影響を及ぼさない場合は認めるものとする。 | | 文化庁 |
| 建築物 | 増築・改築 維持管理 | 原則として現状変更を認めない。 ただし、地下遺構に影響を及ぼさない場合は認めるものとする。 日常的な管理、簡易的な補修（外壁または屋根の塗装などの小規模な修繕）は許可を要しない。 | | 文化庁 不要 |
| 除却 | | 地下遺構に影響を及ぼさない場合は、認めるものとする。（註1） | | 市 |
| 新築 | | 原則として現状変更は認めない。 ただし、史跡整備のための小規模建造物もしくは二年以内の期間を限って設置されるものは、地下遺構に影響を及ぼさない場合認めるものとする。 | | 掘削を伴う 文化庁 |
| 小規模建造物 | 増築・改築 維持管理 | 地下遺構に影響を及ぼさず、二年以内の期間を限って設置されるものは認めるものとする。 許可を要しない。 ただし、史跡整備のための工作物もしくは現在行われている生産に伴うものは、地下遺構に影響を及ぼさない場合、認めるものとする。 | | 掘削を伴う 文化庁 わなない、 市 |
| 除却 | | 地下遺構に影響を及ぼさない場合は、認めるものとする。（註1） | | 掘削を伴う 文化庁 わなない、 市 |
| 設置 | | 原則として現状変更を認めない。 ただし、史跡整備のための工作物もしくは現在行われている生産に伴うものは、地下遺構に影響を及ぼさない場合、認めるものとする。 | | 掘削を伴う 文化庁 わなない、 市 |
| 工作物 | 改修 | 既存工作物から規模や位置に大きく変更が生じないよう実施するうえで認めるものとする。 | | 掘削を伴う 文化庁 わなない、 市 |
| 除却 | | 地下遺構に影響を及ぼさない場合は、認めるものとする。（註1） | | 文化庁 |
| 新設・拡幅 | | 原則として現状変更を認めない。 ただし、史跡整備のための道路整備は、地下遺構に影響を及ぼさない場合、認めるものとする。 | | 文化庁 |
| 道路 | 修繕 | 公其的に必要な改修などは、地下遺構に影響を及ぼさない場合、認めるものとする。 | 簡易的な補修（路面表層の打ち替えなど）は市 の許可を要する。 | 市 不要 |
| | 維持管理 | 日常的な管理は許可を要しない。 | | 市 |
| | 除却 | 地下遺構に影響を及ぼさない場合は、認めるものとする。 | | 文化庁 |
| 土地 | 掘削 盛土 | 原則として現状変更を認めない。 原則として現状変更を認めない。 | | 文化庁 文化庁 |
| 発掘調査及び保存整備 | | 目的や方法、範囲を検討した上で、史跡の保存と活用に資する目的で実施するものについては認める。 | | 文化庁 |

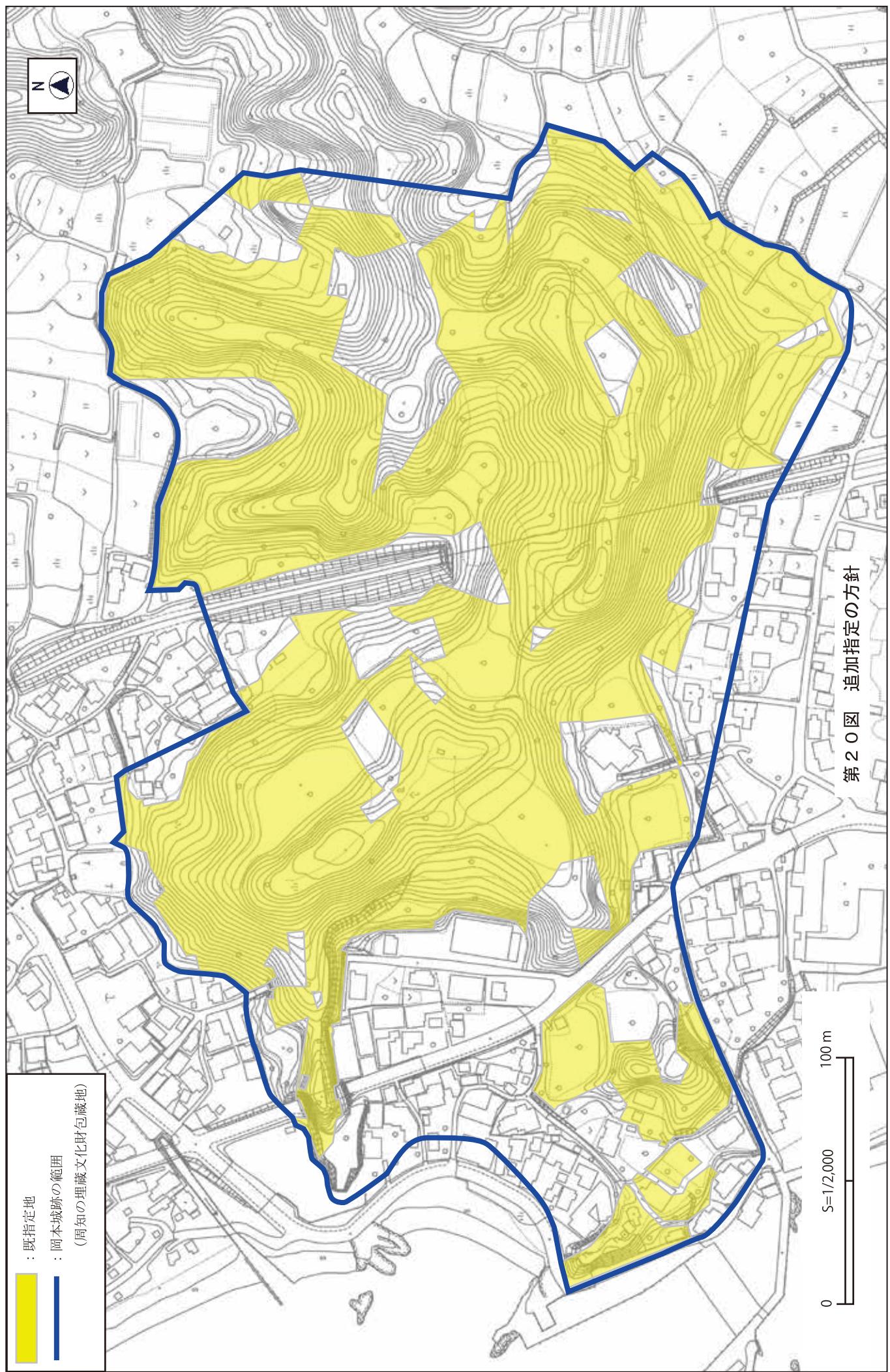
(註1) 除却であっても、築30年を経過した建築物・小規模建造物・工作物については、文化庁の許可が必要である。

第11表 地区ごとの現状変更取扱基準

| | 煙 | 植栽 | 建築物 | 小規模建築物 | 工作物 | 道路 | 土地 |
|------|---|--|---|--------|--|---|--|
| 聖山1 | - | 史跡整備のためもしくは根廻しているものについて、地下遺構に影響を及ぼさない場合認めめる。 | - | - | 説明板の更新について、地下遺構には範囲に影響を及ぼさない場合認められる。 | 見学路について、地下遺構に影響を及ぼさない場合認めめる。 | |
| 聖山2 | 現在行っている生産については許可を要しない。植替えに影響を及ぼさない場合認めめる。 | 史跡整備のための伐採については、地下遺構に影響を及ぼさない場合認めめる。 | 神社の増築・改築は地下遺構に影響を及ぼさない場合認めめる。 | - | 現在行っている生産に伴う工具または史跡整備のための設置物に影響を及ぼさない場合認めめる。 | 農道の日常管理は許可を要しない。 | |
| 聖山3 | 現在行っている生産については許可を要しない。植替えに影響を及ぼさない場合認めめる。 | 史跡整備のための伐採については、地下遺構に影響を及ぼさない場合認めめる。 | - | - | 現在行っている生産に伴う工具または史跡整備のための設置物に影響を及ぼさない場合認めめる。 | 農道の日常管理は許可を要しない。 | |
| 大谷 | - | 史跡整備のための伐採については、地下遺構に影響を及ぼさない場合認めめる。 | - | - | - | 史跡整備のための見学路は、地下遺構に影響を及ぼさない場合は認めめる。 | 原則として現状変更を認めない。ただし史跡の毀損等の応急処置については許可を要しない。(註)。 |
| 仲ノ台 | 現在行っている生産については許可を要しない。植替えに影響を及ぼさない場合認めめる。 | 史跡整備のための伐採については、地下遺構に影響を及ぼさない場合認めめる。 | 宅地の新築は原則として認めない。増築、改築、除却は地下遺構に影響を及ぼさない場合認めめる。 | - | 現在行っている生産に伴う工具または史跡整備のための設置物については、地下遺構に影響を及ぼさない場合認めめる。 | 原則として現状変更を認めない。ただし、史跡整備に伴う道路については地下遺構に影響を及ぼさない場合認めめる。 | |
| 新宿 | 現在行っている生産については許可を要しない。植替えに影響を及ぼさない場合認めめる。 | 史跡整備のための伐採については、地下遺構に影響を及ぼさない場合認めめる。 | 原則として現状変更を認めない。ただし、日常管理は許可を要しない。 | - | 現在行っている生産に伴う工具または史跡整備のための設置物については、地下遺構に影響を及ぼさない場合認めめる。 | 原則として現状変更を認めない。ただし、史跡整備に伴う道路については地下遺構に影響を及ぼさない場合認めめる。 | |
| 木出 | - | 史跡整備のための伐採については、地下遺構に影響を及ぼさない場合認めめる。 | - | - | 原則として現状変更を認めない。ただし、日常管理は許可を要しない。 | - | 日常管理は許可を要しない。 |
| 用害 | - | - | - | - | - | - | 拡幅や改築は地下遺構に影響を及ぼさない場合認めめる。 |
| 官ノ台 | 現在行っている生産については許可を要しない。植替えに影響を及ぼさない場合認めめる。 | 史跡整備のための伐採については、地下遺構に影響を及ぼさない場合認めめる。 | 神社の増築・改築は地下遺構に影響を及ぼさない場合認めめる。 | - | - | - | |
| 未指定地 | 周知の埋蔵包蔵地として文化財保護法92条～99条に規定された取扱いを行う。 | 土地所有者と協議し、追加指定を進めていく。 | | | | | |

(註) 個別案件については適宜、市教委に協議を要する。

第20図 追加指定の方針



第7章 史跡の活用

第1節 活用の方向性

史跡の価値を広く周知し、活用していくための活用基本方針を、下記のとおりとする。

<活用基本方針>

- I 史跡全体の範囲や価値を広く周知していく。
- II 史跡内で生産を営んでいる土地所有者に配慮しながら、活用を推進する。
- III 他の里見氏城跡と連携した活用を目指す。
- IV 学術調査で得られた成果を広く発信していく。

第2節 活用の方法

1 学校教育における活用

史跡周辺には市立小中学校が所在している。市では、「南房総市への誇りと強い思い」を育てるため、総合的な学習の時間や特別活動を中心に、各教科を関連させながら地域を学ぶ南房総学¹⁾を展開している。当事業は、地域の自然や産業、そして伝統文化を学び、体験する中で「南房総市に残っても、離れても、どこに行っても支えとなる故郷への思い」を持つ子どもの育成を進めている。このカリキュラムの一環として学芸員を派遣して、史跡の見学や地元の歴史を学ぶ出前授業を行っていく。また、教職員に対しても史跡の価値を周知していくことで、授業に生かしてもらう取組みを図る。

註 1) 過去に行われた南房総学の中で、学芸員を派遣した授業としては、「地元の歴史を知ろう」で地元の文化財に関する授業と実地見学を行った。

2 社会教育における活用

地元住民をはじめとした市民に、史跡の周知を図り、認識してもらうことが必要不可欠である。

そのための取組みとして、定期的な情報発信を行いながら、加えて現地を訪れてもらえるような事業を推進していく。情報発信としては、広報みなみぼうそうでの記事の掲載や、市のホームページでの更新など整備事業の状況を誰でも知ることができるような事業である。こうした情報発信を行いながら、講演会の実施や現地見学などでさらに史跡への関心を高めてもらうイベントを開催していく。

事業にあたっては、文化財部局単体の事業だけでなく、公民館や図書館との連携や、府内の関係部局との事業展開を図る。社会教育においては、不特定多数の人達が対象となるため要望に合わせた説明ガイドや出前講座を実施していく。

史跡近隣には、社会・学習の機会を提供する生涯学習機能と健康づくりを推進する保健福祉機能を備えた、とみうら元気俱楽部が所在するなど既存施設を利用した活用も見込まれる。

3 地域における活用

土地所有者をはじめとした地元市民に対して、要望があれば講座を行い、関心を深めてもらうことで、市民による自主的な史跡の活用を推進していく。取組みを通して、まちづくりや地域のアイデンティティづくりの契機としたい。

曲輪跡がビワやソテツ栽培に利用されてきたことで、地場産業と共に存してきた。城跡の情報発信をすることで、富浦地区以外の人々に地場産業について知つてもらう機会が生まれる。地元市民に、生活や歴史について誇りを持ってもらえるような取組みを図りたい。

4 広域における活用

岡本城のみの活用ではなく、併せて国史跡に指定された稻村城跡が所在する館山市をはじめとした里見氏城跡所在市町村や県と連携していく。中世当時に里見氏が治めた地域で一的な事業を行うことで、より広域な地域での活用が見込まれる。具体的な事業としてはシンポジウムの開催などが想定される。

5 観光における活用

史跡周辺の観光資源及び指定文化財は第22図（p. 73参照）のとおりである。近隣にはJR富浦駅や富津館山道路富浦ICがあり、自家用車やバス、そして鉄道からのアクセスが良い立地である。地元だけではなく幅広い層に活用されることが見込まれる。

史跡目的の来訪者に対しては、理解を深められるよう説明板・案内板の設置やパンフレットの配布などの情報提供を行う。また、史跡周辺の「里見義頼の墓」（市指定有形文化財（彫刻））と「青岳尼供養塔」（市指定有形文化財（建造物））など城下全体の関連文化財群を活用した散策ルートを作成する。

また、『南総里見八犬伝』の旧跡を巡る来訪者に対しては、物語と史実の両方を理解してもらえるように努める。

駅や道の駅等で、案内板の設置やポスターの掲示をするなど観光部局と協力し、他の観光資源と併せた事業を実施することで史跡へ来訪する層を拡大する。

しかし観光面の拡大を図るだけでなく史跡保護とのバランスを考え、観光としての活用方法は十分な検討が必要である。また、民有地も多いことから史跡の活用と併せて史跡に入る際のルール等の作成・周知が必要である。

6 研究における活用

大学など研究機関が、研究対象として活用を希望する場合には、より良い調査成果が得られるよう、市が協力して調査を実施する。調査によって得られた知見は、1～5の活用方法を利用しながら広く公開をしていく。

史跡保護との調和を図るため、調査内容は十分な検討が必要である。

7 整備事業における活用

整備事業を実施していくにあたっては、その過程を可能な限り市民に公開できるように考慮していく。また、市民が参加できる整備事業については、安全性を確保したうえで史跡を実感・体感してもらうため参加者を募り実施する。

8 短期的整備における活用

公有地面積が狭小であるため、短期間での大規模なハード整備は困難であると思われる。短期的には、上記1～7の内容について推進し、史跡について定期的に情報提供することで史跡の周知を図る。短期的な活用拠点となるのは、里見公園が所在している主郭部となる。主郭部は、東京湾を望む眺望が確保できるため、海城としての性格を周知するのに適している。

また、同じく東京湾の眺望を生かした活用が見込まれる宮ノ台地区は、想定海岸線の明示をした説明板の設置など城郭自体と港部分の情報提供が可能である。

上記の短期的な活用が見込まれる地区を中心に、次章のとおり整備事業を優先的に実施していく。



ビワは、市のイメージキャラクター「みなん」が左手に持っている市の特産物である。



写真11 過去に実施した史跡を活用した事業（左：文化財イベント、右：出前授業）



めっけたあ !! らがの文化財 ㉒

～南房総市内の文化財を紹介します～

問 教育委員会生涯学習課 ☎46-2963



平成
30年
6月
14日
発行
広報
みな
みば
うそ
う6月号

くにしきさとみしろあとおからとじょうき 国史跡里見氏城跡岡本城跡

岡本城跡は、富浦町豊岡・原岡に所在する中世の城郭です。戦国大名の里見義頼(?)~1587)が居城していました。東京湾にせり出した標高約 60 m の丘陵全体を城郭としており、東西約 600 m 、南北約 300 m に地上遺構が広がっています。

房総半島における戦国時代末期の城の中でも、大規模で構造が複雑とされています。また東京湾に面して立地し、城内に港を有することは、水軍を擁していた里見氏の性格を表しています。房総半島における中世山城の構造の特徴や、その変遷を知るうえで重要な史跡であることから、館山市の福村城跡と併せて「里見氏城跡」として平成 24 年度に国史跡に指定されました。

市では岡本城跡に関する保存整備事業を進めています。

岡本城跡の概要については、この連載の①号で紹介しています。

史跡里見氏城跡岡本城跡の事業

史跡里見氏城跡岡本城跡については、平成 26 年度から学識経験者と地元市民代表で構成された保存管理計画策定委員会を設置し、「保存活用計画書」の策定を目指しています。

保存活用計画とは、関係者の間で対象とする史跡の本質的価値を確認・共有し、現状の課題を洗い出すことにより、それらを克服・改善するとともに、史跡等の望ましい将来像を描き出し、その実現に向けて基本方針を明示するために策定します。つまり岡本城跡にどのような価値があるか、今後どのように保存・活用・整備していくかを行政・関係機関・そして土地所有者をはじめとする地元と共有するためのルールブックとなります。今年度中の策定を目指して委員会で審議をしています。

城の構造が今まで残されているのは、地元の方々が城に関する伝承を語り継ぎながら、開発等で遺構を壊さなかつたためです。地元と情報を共有しながら事業を進めていきます。



保存活用計画策定委員会のようす

史跡里見氏城跡岡本城跡に関することは、生涯学習課へお問い合わせください。

第 21 図 過去に広報みなみばうそうに掲載した記事